

楽曲配信使用申請書

貴社管理の音楽著作物を下記の媒体に使用することについて、貴社の定める別紙の許諾条項の履行を承諾のうえ、申請します。(★＝必須項目)

年 月 日

株式会社 全音楽譜出版社
Tel: 03-3227-6283 Fax: 03-3227-6288
Email: copyright@zen-on.co.jp
担当: 出版部 C&R課

★申請者名:			
★住所:	〒		
Tel:		Fax:	
ご担当者名:			
Email:			

★作品名:

★作者名:

★使用時間:

★投稿元アカウント名:

★総収録時間: 分 秒

★配信プラットフォーム名:

★配信内容: ☐ 音源 ・ ☐ 動画 ・ ☐ 楽譜

★配信形式: ☐ ダウンロード ・ ☐ ストリーミング

★公開範囲: ☐ 一般公開 ・ ☐ 限定公開(具体的に記載:_____)

★配信コンテンツのタイトル:

★配信期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

★課金方式: ☐ 無償 ・ ☐ 有償(具体的に記載:_____)

備考:

以上

楽曲配信使用申請書＜※記入例＞

貴社管理の音楽著作物を下記の媒体に使用することについて、貴社の定める別紙の許諾条項の履行を承諾のうえ、申請します。(★＝必須項目)

2024 年 4 月 1 日

株式会社 全音楽譜出版社
Tel: 03-3227-6283 Fax: 03-3227-6288
Email: copyright@zen-on.co.jp
担当: 出版部 C&R課

・ご担当者名は弊社担当者と実際にご連絡になる方を指します。申請者名と同じ方であれば、空欄で結構です。

★申請者名:	ゼンオンレコーズ株式会社		
★住所:	〒000-0000 東京都新宿区上落合0-99-0		
Tel:	03-1234-5678	Tel:	03-1234-5678
ご担当者名:	全音 楽太郎		
Email:	zenon1931@record.com		

★作品名: ジャズ組曲第2番

★作者名: ドミトリー・ショスタコーヴィチ

★使用時間: 12 分 15 秒

★投稿元アカウント名: ゼンオンレコーズ株式会社 公式チャンネル

★総収録時間: 75 分 20 秒

★配信プラットフォーム名: YouTube、ぴあLIVE STREAM

★配信内容: ☐ 音源 ・ ☒ 動画 ・ ☐ 楽譜

★配信形式: ☐ ダウンロード ・ ☒ ストリーミング

★公開範囲: ☒ 一般公開 ・ ☐ 限定公開(具体的に記載: _____)

★配信コンテンツのタイトル: ジルベスターコンサート2023 in 上落合 昼の部

★配信期間: 2024 年 6 月 1 日 ~ 2024 年 8 月 31 日

・公開可能期間は原則
1 年以内です。

★課金方式: ☐ 無償 ・ ☒ 有償(具体的に記載: チケット代3,300円(税込))

備考:

以上

許諾条項（インタラクティブ配信）

1. 株式会社全音楽譜出版社（以下「甲」とします）がインタラクティブ配信に係る著作権を管理する著作物（以下「本著作物」とします）を、本申請書記載の申請者（以下「乙」とします）が自らもしくはその監督下でインタラクティブ配信を行なう・行わせること（以下「本配信」とします）に関する使用許諾（以下「本許諾」とします）は、乙が甲に対し本申請書を物理的または電磁的方法により提出し、その後甲が乙に対し配信使用承認証（以下「承認書」とします）を物理的または電磁的方法により交付することにより、成立します。
2. 乙は、自らが本配信を実施する者、もしくは本配信の監督責任を負う者であり、本許諾を受けるために必要十分な資格を持つことを保証します。
3. 承認書の交付日において、甲より信託を受けて本著作物の著作権管理を行う著作権等管理事業者（以下「丙」とします）が存在する場合、本許諾をもって、本著作物の乙による録音使用の基本使用料の金額が確定します。この場合、乙は本許諾の取得後、遅滞なく丙に対し別途使用申請を行ない、インタラクティブ配信使用について最終的な許諾を受けるものとします。丙による許諾の成立をもって、乙は丙の許諾条項に従うべきものとします。
4. 甲は、許諾書を発行する前に、乙に対して著作権使用料の金額を提示するものとします。甲による承認書の発行前までであれば、乙は本申請を自由に取り消しとすることができるものとします。承認書発行後に、乙の都合による本申請の取り消しが発生した場合、甲は乙に対しキャンセル料を請求することができるものとします。
5. 本許諾は本配信に限り適用されます。本配信と同一のコンテンツを本申請書に記載の範囲を超えてインタラクティブ配信を行なうことは本許諾には含まれません。この場合、乙は甲にその旨連絡のうえ協議を行い、甲が別途の申請を要すると判断した場合には、遅滞なく追加の申請を行なうものとします。
6. 本配信は本申請書記載の範囲・期間に限り行うことができるものとします。本申請書に記載可能な配信期間は、最長で1年間とします。ただし、1年間より長い配信期間についても応談可能なものとします。
7. 本配信のアップロードを行う地域は日本国内に限定されます。ただし、許諾書に特別に明記されている場合はこの限りではありません。なお、本配信を受信可能な地域には制限がありません。
8. 本配信の対応言語には日本語が含まれなければならないものとします。
9. 乙は、本著作物を本申請書に記載された通りに使用しなければなりません。また、本著作物を著作者ならびに甲の意に反して変更・編曲・翻訳・部分的使用・その他改変を加えること・著作者の名誉声望を害する方法により本著作物を使用することは認められません。
10. 本許諾は、いかなる意味においても、かつ何者に対しても、本著作物に係る権利の譲渡・移転を含むものではありません。
11. 本許諾は非独占的なものであり、甲は乙以外の第三者に本著作物のインタラクティブ配信を許諾することがあります。
12. 乙は、本配信実施の際、本著作物の著作権表示等を明記する義務はありませんが、甲から特別に指定のあった場合には表示を行うものとします。
13. 本著作物が丙の管理範囲外である場合、許諾書は本許諾の対価の請求書としても効力を有します（甲が支払いを免除した場合を除く）。乙は許諾書に記載の金額を、許諾書の発行日の翌月末日までに支払わなければなりません。支払の方法は原則として甲の銀行口座への銀行振込とします。
14. 乙は、本許諾により認められた権利を第三者に譲渡もしくは移転したり担保として提供したりすることはできません。
15. 本配信の中止または延期、およびその他の理由による申請の取り消しまたは変更は、乙が取消事由の発生後に直ちに甲に対して通知し、甲がこれを承認した場合に認められます。申請の取り消し通知が上記「13.」に定める対価の授受の後から行われた場合、甲が受領済みの当該対価の取り扱いは甲乙協議のうえ決定するものとします。
16. 乙が本許諾条項に違反した場合または違反するおそれがあると甲が合理的に判断した場合、甲は乙への催告なしに直ちに本許諾を取り消す、または許諾書の内容を変更することができるものとします。これらの場合、甲の乙に対する損害賠償請求権は甲に留保されます。
17. 甲が取得した乙の個人情報とは、以下の目的のために必要な範囲以外では利用されません。
 - (1) 音楽出版事業における使用許諾業務
 - (2) 本配信の実施可否に関する著作者またはその権利承継者との協議
 - (3) 本著作物の使用に係る対価の請求業務
 - (4) 著作権者に対する著作権使用料の分配業務
18. 本許諾条項に定めのない事項、定められた事項の解釈の相違、その他予期せぬ事態が発生した場合には、その都度甲乙双方が協議し、信義誠実の原則にのっとり善処・解決にあたるものとします。
19. 本許諾は日本法に準拠します。本許諾に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所が専属管轄権を有するものとします。
20. 本許諾条項は、予告なく変更となる場合があります。

（2024 年 4 月更新）